

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はございません。

有価証券の残存期間別残高

令和4年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	—	—	543	—	—	3,210	—	3,753
地方債	2,270	4,512	4,291	3,560	5,244	14,470	—	34,349
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,880	2,728	13,364	12,317	17,331	23,217	682	73,522
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	6,506	8,583	20,722	14,997	8,368	12,096	19,485	90,760
その他の証券	1,453	3,612	5,523	2,151	4,664	5,015	18,565	40,986

令和5年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	—	—	530	—	—	7,411	—	7,941
地方債	2,256	4,175	4,412	3,672	7,100	13,480	—	35,098
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,404	5,341	16,068	13,829	13,774	21,627	2,284	74,330
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	3,400	9,662	28,981	19,023	6,356	12,206	20,121	99,751
その他の証券	731	5,020	2,345	3,264	—	4,575	23,475	39,413

有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
国債	4,842	9,597
地方債	35,743	37,267
短期社債	3,062	723
社債	75,338	77,541
株式	215	116
外国証券	88,659	96,028
その他の証券	39,573	35,080
合計	247,437	256,356

預証率の期末値及び期中平均値

預証率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
期末預証率	33.64	35.48
期中平均預証率	34.76	36.11

(注) 1.
$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券

売買目的有価証券

該当する取引はございません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,905	1,927	21	1,637	1,647	9
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,522	1,572	49	1,019	1,051	32
	小計	3,427	3,499	71	2,657	2,699	41
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	386	386	△0	1,388	1,372	△16
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	3,497	3,397	△100	3,452	3,280	△172
	小計	3,884	3,783	△100	4,841	4,652	△188
合計	計	7,312	7,282	△29	7,498	7,351	△146

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	26,269	25,642	626	18,688	18,314	374
	国 債	543	515	27	530	512	18
	地 方 債	10,523	10,194	329	9,071	8,881	190
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	15,202	14,932	269	9,086	8,920	165
	そ の 他	45,827	43,753	2,073	63,454	58,902	4,552
小 計	72,096	69,396	2,700	82,143	77,216	4,926	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	83,064	85,938	△ 2,873	95,656	100,021	△ 4,365
	国 債	3,210	3,439	△ 228	7,411	8,042	△ 631
	地 方 債	21,533	22,359	△ 825	23,001	24,557	△ 1,556
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	58,320	60,139	△ 1,819	65,243	67,421	△ 2,178
	そ の 他	79,318	84,678	△ 5,359	71,238	74,973	△ 3,735
小 計	162,383	170,616	△ 8,233	166,894	174,995	△ 8,100	
合 計	234,480	240,013	△ 5,532	249,037	252,211	△ 3,174	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	43	43
関連法人等株式	—	—
非 上 場 株 式	73	73
信 金 中 金 出 資 金	3,155	4,125
組 合 出 資 金	1,580	1,836
合 計	4,852	6,078

公共債引受額

該当する取引はございません。

公共債窓口販売実績

該当する取引はございません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当する取引はございません。

満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はございません。

その他の金銭の信託

(単位:百万円)

取得原価	令和4年度		令和5年度		取得原価	令和5年度		評価差額	うち益	うち損
	貸借対照表計上額	評価差額	貸借対照表計上額	評価差額						
2,204	2,224	20	20	△ 0	1,408	1,426	17	17	0	

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

デリバティブ取引

金利関連取引

(単位:百万円)

		令和4年度				令和5年度			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店 頭	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	738	738	732	△ 6	682	682	684	2
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取固定・支払固定	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計				732	△ 6			684	2

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引

該当する取引はございません。

株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

該当する取引はございません。

報酬体系について

単体

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	215

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」189百万円、「賞与」25百万円、「退職慰労金」一百万円となっております。
3. 当金庫が当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和5年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

連結

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	215

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」189百万円、「賞与」25百万円、「退職慰労金」一百万円となっております。
3. 当金庫が当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和5年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和5年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
4. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。